

青森県報

号外第六十号

平成十三年六月二十九日(金曜日)

目次

公 告

- 平成十二年度の行政文書の開示の公表の公表……………(総務学事課) ……一
 - 平成十二年度の公文書の開示の申出の処理の状況の公表……………(同) ……二
 - 平成十二年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………(同) ……三
- 人事委員会

○人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……五

公 告

平成十二年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第三十条の規定により、平成十二年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知事	287 (13)	222 (9)	39 (4)	21	0	2	3
議 会	7	5	1	1	0	0	0
教育委員会	16	9	6	0	0	1	0
選挙管理委員会	1	0	0	1	0	0	0

人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	311 (13)	236 (9)	46 (4)	23	0	3	3	3	3

注 () 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

件数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
7 (1)	1	0	1	0 (1)	0	5

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

平成十二年度の公文書の開示の申出の処理の状況の公表

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例附則第三項の規定による廃止前の青森県情報公開条例(平成七年十月青森県条例第四十四号)による平成十二年度の公文書の開示の申出の処理の状況を次のとおり公表する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)						
		開示	部分開示	非開示	不存在	却下	取下げ	
知事	11	10	1	0	0	0	0	
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
計	11	10	1	0	0	0	0	

平成十二年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第四十九条の規定により、平成十二年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)						
		開示	部分開示	非開示	不存在	知下	取下げ	検討中
知事	106 (1)	100 (1)	5	0	0	0	1	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	5	5	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	111 (1)	105 (1)	5	0	0	0	1	0

注 () 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	95
教育委員会	5,836
人事委員会	126
計	6,057

- (2) 訂正等の請求の件数及び訂正等の処理の状況
訂正等の請求は、なかった。
 - (3) 開示等の決定及び訂正等の決定についての不服申立ての処理の状況
開示等の決定及び訂正等の決定についての不服申立ては、なかった。
 - (4) 是正の申出の件数及びその処理の状況
是正の申出は、なかった。
 - (5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況
苦情の申出は、なかった。
- 2 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項
- (1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況
苦情の申出及び相談は、なかった。
 - (2) 事業者に対する勧告の件数
事業者に対する勧告は、なかった。
 - (3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数
事業者に対する説明又は資料の提出の要求は、なかった。
 - (4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

人事委員会

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年六月二十九日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一の表青森市の項中「技監」「女性政策推進室長」及び「副参事（秘書担当）」を削り、「事務管理、予算、庁舎管理」を「庁舎管理、予算」に、「法規係長」を「文書法規係長」に、「人事、職員団体、給与、事務管理」を「事務管理、人事、職員団体、給与」に、「教育長、部長」を「教育長、事務局長」に、「庶務課課長補佐（庶務担当）」を「総務課課長補佐」に、「庶務係長」を「総務課管理係長」に、

支所	支所長
働く女性の家	館長
東京事務所	所長
競輪場	場長、課長
清掃事業所	所長、課長、課長補佐、場長
斎場	場長
計量検定所	所長

勤労青少年ホーム	図書館	市民センター	高等看護学院	病院	保育所	すみれ寮	若草学園	ポンプ場	浄化センター	区画整理事務所	道路補修事務所	農業指導センター	水産指導センター	家畜繁殖センター	中央卸売市場
館長	館長	館長(中央市民センターに置くものに限る。)	事務長	院長、副院長、医療局長、部長、薬剤師長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、総看護婦長、総括副看護婦長、副総看護婦長、総看護婦長、局長、次長、課長	所長	寮長	園長	場長	所長	所長、課長	所長	所長	所長	所長	場長、課長

を

ポンプ場	浄化センター	道路補修事務所	石江区画整理事務所	水産指導センター	農業指導センター	家畜繁殖センター	中央卸売市場	すみれ寮	保育所	清掃事業所	斎場	計量検定所	支所	市民センター	競輪場	東京事務所
場長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	場長、課長	寮長	所長	所長、課長、課長補佐、場長	場長	所長	支所長	館長(中央市民センターに置くものに限る。)	場長、課長	所長

に改め、同表八戸市の項中「理

病院	院長、副院長、医療局長、部長、薬剤師長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、総看護婦長、総括副総看護婦長、副総看護婦長、看護婦長、局長、次長、課長
高等看護学院	事務長

事、次長」を「理事、次長、副理事」に改め、「財政第二班長」の下に、「主幹（人事、職員団体担当）」を加え、「主任技査（人事、職員団体担当）」を削り、「管理主事」の下に、「主幹（職員団体担当）」を加え、同表黒石市の項中

景楓荘	寮長
保育所	所長

に改め、同表五所川原市の項中

高等看護学院	学院長
中央公民館	館長
図書館	館長
市民体育館	館長

を

中央公民館	館長
図書館	館長

に改め、同表むつ市の項中「課

長、財政課総括主幹」を「課長、室長（課に置く室に置くものを除く。）、財政課総括主幹」に改め、「事務管理係長」の下に、「秘書係長」を加え、同表平内町の項中

「課長、総務課課長補佐」を「課長、総務課指導監、総務課課長補佐」に、

教育委員会事務局	教育長、教育次長、課長
選挙管理委員会事務局	事務局長

に改め、同表今別町の項中

町長部局	課長
------	----

を

町長部局	課長
収入役室	室長

に改め、同表稲垣村の項中

村長部局	課長
------	----

を

村長部局	課長
収入役室	室長

に改め、同表西目屋村の項中

村長部局	課長、室長、総務課課長補佐
------	---------------

を

村長部局	課長、室長、総務課課長補佐
収入役室	課長

に改め、同表大鰐町の項中「参

事、課長」を「課長、室長」に改め、「教育次長」を削り、同表碓ヶ関村の項中

選挙管理委員会事務局	事務局長	を
教育委員会事務局	教育長、課長	を
選挙管理委員会事務局	事務局長	を
教育委員会事務局	教育長、課長	を
収入役室	室長	に改め、同表東北町の項中「課長、総務課課長補佐」を「課長、財政・情報対策室長、総務課課長補佐」に改め、同表天間林村の項中「参事、」を削り、
町長部局	課長、総務課課長補佐(人事、予算担当)	を
町長部局	課長、総務課課長補佐(人事、予算担当)	を
中央公民館	館長	に改め、同表十和田湖町の項中
中央公民館	館長	を
保育所	所長	を
教育委員会事務局	教育長、課長	に改め、同表川内町の項中「総務課課長補佐」を「総務課課長補佐(人事担当)」に改め、同表大間町の項中「参事、」を削り、同表東通村の項中「総務課課長補佐」を「総務課課長補佐(人事担当)、企画財政課課長補佐(予算担当)」に改め、同表風間浦村の項中「副参事(予算担当)」を削り、同表三戸町の項中「参事、課長」を「課長、財政指導監」に改め、同表田子町の項中

教育委員会事務局	教育長、課長	に改め、同表階上町の項中
----------	--------	--------------

児童館	館長	を
診療所	所長	を

児童館	館長	に改め、同表公立金木病院組合
-----	----	----------------

の項中「課長」を「管理課長、医事課長」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

発行所・発行人
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県
 印刷所・販売人
 青森市古川二丁目一七番五号
 東奥印刷株式会社
 (毎週月・水・金曜日発行)
 定価小口一枚二付十七円八十五銭